

国際電話番号による特殊詐欺が急増中！！

増加する特殊詐欺被害のうち、特に国際電話番号を悪用したケースが多発しています。特殊詐欺に利用された電話番号の約54%が国際電話番号となっています（※令和6年6月中時点）。

犯罪グループが無作為にワン切りして、折り返した人に高額な国際通話料金を支払わせる「国際ワン切り詐欺」も発生しています。

「+1」や「+44」、「+90」などから始まる知らない番号には、**出ない、かけ直さない**ようにご注意ください！

+1312345678
+44698765432

こんな番号には要注意！



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ

海外との電話が不要な方は、発信・着信を無償で休止できます

（固定電話・ひかり電話が対象です。その他にも一定の条件がありますので、詳しくはお申し込みの際にご確認ください。）



【申込み・問合せ先】 国際電話不取扱受付センター

☎ 0120-210-364（通話料無料）

【オペレーター案内…午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）】
【自動音声案内…24時間受付】

「これ、詐欺かも」と思ったら…

警察相談専用窓口 ☎ #9110

「怪しいバイトに誘われた」など、被疑者に関する情報は…

匿名通報ダイヤル ☎ 0120-924-839

介護保険料の納め忘れにご注意ください

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に創設され、利用者の自己負担を除く介護サービスの費用は、40歳以上の方の保険料、国や県、町の公費（税金）で賄われています。

保険料を納付書で納めている方（原則65歳以上の方で年金受給額が年額18万円以下の方）で、保険料を納め忘れると、未納期間に応じて保険給付が一時的に差し止めになったり、本来1割から3割ですむ自己負担が上がったりする場合があります。また、延滞金が発生するなど負担が大きくなります。町から督促状や催告書が届いた際には、速やかに納付をお願いします。

1年間滞納した場合	介護サービスを利用したとき、いったん費用の全額を自己負担しなければなりません（9割から7割相当分は未納解消後、町から払い戻されます）。
1年6か月滞納した場合	町から払い戻されるはずの保険給付（9割から7割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
2年以上滞納した場合	本来1割から3割である利用者負担が3割（自己負担がもともと3割の方は4割）に引き上げられ、かつ高額介護サービス費等が受けられなくなります。

介護サービスを受ける際にご本人・ご家族の負担が重くならないように納期限内の納付をお願いします。

納め忘れを防ぐために便利な口座振替をご利用ください。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

消費生活センター

はじめての一人暮らしでつまづかないために

～知って安心《5大消費者トラブル》～

3月は新大学生や新社会人などが一人暮らしを始める時期です。今回は、新生活のスタートでつまづかないよう、初めての一人暮らしで気をつけてほしい《5大消費者トラブル》を紹介します。



5大消費者トラブルとワンポイントアドバイス

- 退去時の原状回復などの『住宅の賃貸借』トラブル
 - 契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の原状をよく確認しましょう。
 - 入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
 - 退去時：清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。
- 引越しや不用品回収などの『引越し関連』トラブル
 - 引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
 - 引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
 - 不用品回収を依頼する際は、複数の事業者で事前に料金や作業内容等を比較検討してから依頼しましょう。
- スマホやネット回線の『通信契約』トラブル
 - 料金プランやサービス内容、契約条件などを書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。
- 新生活を狙った『訪問販売』トラブル
 - その場ですぐ契約せず、不安なことや不審な点があれば、家族や身近な人に相談しましょう。
 - 不要な契約であればきっぱり断りましょう。あいまいな受け答えはしないこと！
 - 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。
- 新生活でも気をつけたい『もうけ話』トラブル
 - うまい話に飛びつかない！「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしないでください。
 - 借金をしてまで、投資や副業のためにお金を支払うことはやめましょう。

困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）
消費者ホットライン ☎188（局番なし）

町内の中学校で消費生活センター主催の出前講座を実施しました！

令和6年11月、明光中・青葉中の2年生を対象に、町消費生活センター主催の出前講座を実施しました。



生徒の皆さんが消費者トラブルに巻き込まれないために、契約の仕組みや最近のトラブル事例、キャッシュレス決済などについての講話を行いました。両校とも、積極的に講座に参加してくれました。